

## ChatGPT に聞いてみた

「横並び構造」に対して公正取引委員会がどこまでを“問題視”するかの基準や過去事例

ChatGPT:

ご要望の「横並び構造」に対する公正取引委員会(以下、公取委)の見解・基準・過去事例について、以下の視点から整理してお答えします：

### 1. 公取委が問題視する「横並び」の基準

「横並び」自体は違法ではありません。公取委が問題視するのは、以下のような条件に該当する場合です：

#### ◆(1)事業者間の情報交換が“意図的”かつ“継続的”

- ・ 価格、取引条件、生産量、販売戦略などの将来の計画を共有
- ・ 競争制限の意図がある(明示的でなくても可)
- ・ 他社の動向を見て「追従」ではなく、「協調」しているとみなされる場合

#### ◆(2)独自の経営判断を放棄して、他社の行動に合わせている

- ・ 各社があえて価格・仕様・サービスの違いを打ち出さない
- ・ 「A 社もそうしているから」として価格やサービスを調整
- ・ 実際に市場価格や仕様が「均質化」している

#### ◆(3)業界団体や共同会合などを通じての“合意形成”

- ・ 会合で得られた情報に基づいて、各社が行動をそろえる
- ・ 明示的な取り決めがなくても「默示の合意(コンセンサス)」と判断される場合

### 2. 「横並び」が違法認定された過去の代表的な事例

#### ◆【事例①】ホテル業界(2022 年: 東京の高級ホテルによる宿泊価格の情報交換)

- ・ 帝国ホテル、ホテルオークラなどが部屋タイプ別の価格表を定期的に交換
- ・ 「料金の相場感共有」が目的と主張したが、公取委は価格カルテルと認定
- ・ 課徴金総額: 4 億円超、自主申告(リニエンシー)したホテルは減免

👉 ポイント：明確な価格調整の合意がなくても、“情報交換”と“結果的な価格の類似”でアウト

### ◆【事例②】日用品メーカーの「キャンペーン自粛協議」(2020 年代前半)

- ・ 主要な洗剤・紙製品メーカーが「販促キャンペーンの時期・内容」を共有
- ・ 一斉に類似の自粛措置、価格下落を避ける
- ・ 公取委は「談合的な協調」と判断し、注意処分

👉 ポイント：価格ではなく“販促行為の同調”でも競争制限とみなされる

### ◆【事例③】建設業界の「予定価格の事前共有」(伝統的談合型)

- ・ 地方自治体の公共工事で、入札予定価格や施工順などを事前共有
- ・ 「暗黙のルール」「順番制」が存在
- ・ 公取委が捜査し、刑事告発・有罪判決まで至るケース多数

👉 ポイント：長年の“慣習”でも、競争抑制と判断されれば違法

## ✓ 3. 「横並び」でもセーフなパターン(グレーゾーン対策)

公取委は近年、「違法とまではいえないが注意が必要な慣行」として以下のような事例を整理しています：

項目	セーフな例	アウトな例
情報交換	公的統計や市場調査を使った分析	他社の将来の価格やキャンペーン予定を共有
業界団体	安全基準や法対応の相談	特定製品の価格・仕様・販促手法の調整
横並び	同じ法規制に対応する結果として似る意図的に「他社と同じようにする」協議	

## ✓ 4. 公取委の対策文書・指針

以下の資料が参考になります：

1. 独占禁止法ガイドライン(情報交換の留意点)
  - [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200317\\_2.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200317_2.html)
  - 特に「価格・数量・設備投資計画の共有は危険」
2. 業界団体活動に関するガイドライン
  - 「業界団体は中立性を保ち、競争を歪める行為を助長しないこと」

### 3. 企業コンプライアンス指針

- 法務部門の役割、社内研修の重要性などに言及

## 総まとめ

### 評価

### 内容

- | 評価 | 内容                              |
|----|---------------------------------|
| ○  | 競争の結果として「似てしまう」構造(例:規制対応、顧客ニーズ) |
| △  | 他社の動向を過度に意識した追従や業界団体での話し合い      |
| ×  | 将来の価格や仕様に関する継続的な情報交換・默示の合意      |